

那覇市立首里中学校「いじめ防止基本方針」

(令和3年3月改訂)

I. 本校の基本方針

1. 基本理念

いじめ防止対策推進法から

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2. 学校教育目標及びめざす生徒像

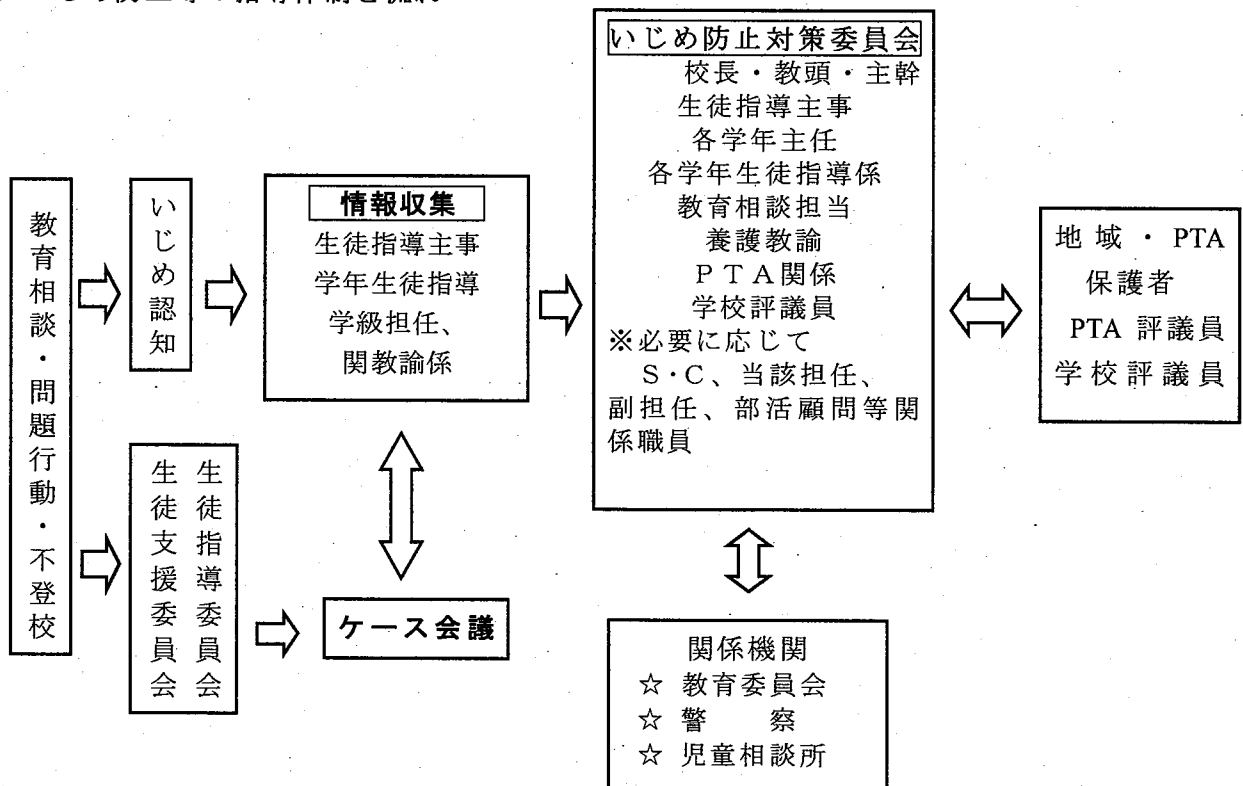
【学校教育目標】 希望に燃え創造性豊かでたくましく生きる生徒の育成

【めざす生徒像】 首里中生の自覚と誇り実現

★知徳体調和のとれた成長

★ふるさと首里を誇りとし、未来社会を担う人材となる

II. いじめ防止等の指導體制と流れ



1. 日常的な指導體制

(1) 校内指導體制及び関係機関との連携

常に生徒の状況把握と情報共有に努め、迅速、最適な対応に努める。課題が大きいと考えられる場合には、教育委員会等関係機関に第一報し、相談しながら対応にあたる。

① 定期的な指導體制

ア 生徒支援委員会 (週1回実施。月1回は、いじめ主題)

メンバー：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、各学年生徒指導係、養護教諭、教育相談担当教師、教育相談支援員、特別支援コーディネーター、小中アシスト相談員、寄り添い支援員(SSW)、生徒サポーター

イ 不登校生徒支援委員会（隔週実施）

メンバー：教頭、学年主任、学年生徒指導係、教育相談担当教師、生徒指導主事、
※状況によりアシスト相談員・教育相談支援員・保護課職員・民生委員・保護司等の参加

②臨時的な指導体制

ア 校内ケース会議（個別対応が必要な生徒に対して対応検討するチーム）

メンバー：担任を中心に教頭、生徒指導主事、教育相談担当、学年生徒指導係
のいずれかがリーダーとなり、S・Cや学年主任、部活顧問、養護教諭等の関係
職員を招集して適宜開催。※当該生徒に応じた職員を編成

③いじめ防止対策委員会

校長、教頭、主幹、生徒指導主事、各学年主任、各学年生徒指導係、教育相談担当、
養護教諭、PTA関係、学校評議員

※S・C、当該担任・副担任、部活顧問等関係職員（※は、ケースに応じて参加）

(2) 実態調査

①いじめ早期発見アンケート [安心安全に学校生活を過ごすためのアンケート] を毎月
第1月曜日に実施する。その他、実態に応じてアンケートを実施する。

②定期的な教育相談を実施し全生徒対象の面談を行う。(年2回 5月・9月)

2. 未然防止

(1) いじめ防止教育の充実

①全教育活動を通じた指導→道徳の時間を中心として、人権意識・規範意識・人間関係
を築く力・思いやりの心の醸成を目指し、正しい心を形に表す人材を育む。

②コミュニケーション能力・社会性や自尊感情・達成感・自己存在感・自己有用感の育
成のために所属感のある学級づくり・絆づくりを実践する。支持的風土づくりの実践
と学校行事・学級活動・道徳・体験学習等の充実を図る。

③学級経営・学年経営を学校経営の中核に位置づけ、居場所づくりに努めるとともに、
いじめを許さぬ校風づくりを全職員で創る。また、生徒がいじめ問題を自分のことと
して考え、「首里中生の自覚と誇り」を胸に正しいことを実践し間違っていることを指
摘できる集団づくりに努める。

④人権の日または人権週間における人権学習の充実を図る。

⑤教育相談体制の整備と充実を図る。

⑥インターネット・情報モラルの育成・向上に努める。

(2) 校内体制

①いじめ対策委員会の設置

②居場所・出番づくりの充実

③保護者・関係機関との連携

④いじめ防止基本方針・年間指導計画作成

⑤教育相談担当教師やS・Cを中心とした教育相談体制の充実 ※年2回実施

(3) 信頼関係を基盤とした教師と生徒とのより良い人間関係の構築

①信頼関係の確立

ア 生徒理解の深化と師弟同行

イ 確かな学力を身につける分かる授業の実践

ウ 適切な言語使用による公平な指導実践

エ カウンセリングマインドを基本とした教育相談の実践

オ 生徒の長所を認め、賞賛し教師・生徒が共に成長をする支援・指導実践

カ いじめを絶対に許さない校風を生徒・教師が一体となつてつくる。

3. 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目の届かないところで巧妙に行われている場合が多い。教師は、生徒
が発する救いを求めるサインを見逃さずにとらえ、迅速にして的確な指導をすること
が大切である。

(2) 早期発見のための取組

- ①月一回学校生活アンケート「安心安全に学校生活を過ごすためのアンケート」の実施
- ②年二回の教育相談実施
- ③生徒の行動を観察・注視する。(チェックリスト作成・チャンス面談等活用)
- ④保護者と日頃から協働・連携し、情報を共有する。
- ⑤行政等関係機関と日常的に連携する。
- ⑥ネットパトロールの実践

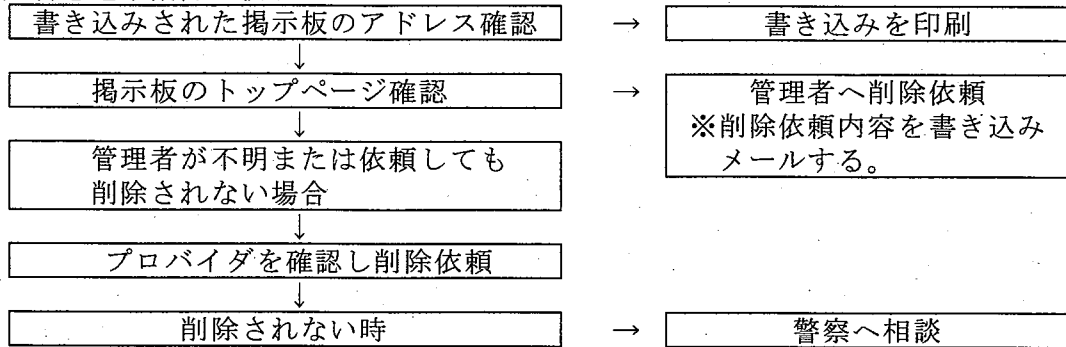
4. いじめに対する措置

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。
- (2) いじめと疑われる行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。その際、特定の教職員で対応せず、組織的に対応する。速やかに当該学年・学校全体で情報を共有し「いじめ対策委員会」にて対策決定しを共通実践する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
 - ①いじめられた生徒への対応
 - ア 人権に配慮しながら事実関係を確認する。
 - イ 保護者に事実説明を行うとともに、再発防止体制について周知し理解を得る。
 - ウ 養護教諭やS・Cと連携しメンタルヘルスカアを行う。
 - エ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携をとりながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
 - ②いじめた生徒への対応
 - ア 「いじめは許さない」という毅然とした継続的な指導を行う。
 - イ 被害者の心情や行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
 - ウ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
 - エ 保護者と協力し連携した指導を実践する。
 - オ いじめの残忍さの認識を促すとともに、人権意識を育む指導に努める。
- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせぬよう、いじめ事案を時系列にまとめ、情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 教育委員会に事実関係を報告する。
- (6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- (7) いじめの被害・加害という二者関係だけでなく、集団が内包する構造上の問題から、いじめをはやし立てたり面白がったりする「観衆」やいじめの周辺で暗黙の了解を与えることになっている「傍観者」の存在にも注意を払い集団全体でいじめを排除する雰囲気醸成するよう努める。

5. ネットでのいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、管理者もしくはプロバイダへの削除依頼等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) 書き込み削除の流れ



6. 年間指導計画

4 月	5 月	6 月
○生活アンケート ○人権を考える日	○生活アンケート ○人権を考える ○人権講話(校長)	○生活アンケート ○人権を考える日 ○教育相談
7 月	8・9 月	
○生活アンケート ○人権を考える日 ○安全支援教室	○生活アンケート ○人権を考える日 ○教育相談	○いじめ防止月間 ○自殺防止月間
10 月	11 月	12 月
○生活アンケート ○人権を考える日 ○サイバー犯罪防止講話	○生活アンケート ○人権を考える日	○生活アンケート ○人権を考える日
1 月	2 月	3 月
○生活アンケート ○人権を考える日	○生活アンケート ○人権を考える日 ○卒業式に向けてのアンケート	○人権を考える日

III. 重大事態への対応

1. 重大事態とは

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 生徒が身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 生徒に精神性の疾患が発生した場合
 - ④ 生徒が金銭を奪い取られた場合
- (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
- (3) 「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時」

2. 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に迅速に報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ① 市教育委員会の指導・助言のもと弁護士、精神科医、S・C等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。
 - ② 当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。その際被害生徒の学校復帰が阻害されないことがないように配慮する。
 - ① 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対してアンケート・聞き取り調査等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。
 - ② 事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

3. 重大事態の対応フロー図

